

令和7年3月4日

最高裁判所長官

今 崎 幸 彦 様

長野家庭裁判所佐久支部における家庭  
裁判所調査官の常駐、少年審判の取扱い、  
及びエレベーターの設置を求める要望書

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

# 要 望 書

## 第1 要望の趣旨

- 1 長野家庭裁判所佐久支部に、家庭裁判所調査官を直ちに常駐させること。
- 2 長野家庭裁判所佐久支部において、早期に少年審判の取り扱いを開始すること。
- 3 長野地方・家庭裁判所佐久支部庁舎に、早急にエレベーターを設置すること。

## 第2 要望理由

- 1 家庭裁判所調査官の常駐について
  - (1) 当協議会は平成30年9月1日に設立して以降、毎年、長野家庭裁判所佐久支部（以下「佐久支部」と表記します。）への家庭裁判所調査官（以下「調査官」と表記します。）の常駐を求めています。が、未だに実現していません。佐久支部の管轄地域は広大であり、管内人口も長野家裁6支部の中で3番目に多い状況にありながら調査官0名の状況が続いており（長野本庁6名、松本支部5名、上田支部5名、伊那支部2名、飯田支部2名、諏訪支部1名）、社会状況に照らしても不平等な状態が続いていると言わざるを得ません。
  - (2) 佐久支部管内の社会状況として、直近に公表された令和6年中の

長野県の年間人口増減においては、佐久支部管内11市町村のうち8市町村が人口社会増を記録し（小諸市81人増、佐久市503人増、小海町18人増、南相木村8人増、北相木村3人増、軽井沢町334人増、御代田町311人増、立科町45人増）、管内全体で1,303人も人口社会増を記録しています。前回、令和5年の統計における5市町村1,169人の人口社会増から更に良好な数値を示しており、県内は勿論、全国的にみても特筆すべき人口動態と言えます。

- (3) 子ども達を取り巻く環境をみると、佐久市では、平成27年4月に佐久支部庁舎最寄りの児童数1,000名を超えるマンモス校であった岩村田小学校を二分して佐久平浅間小学校を分離新設しましたが、同校は開校時の約500名から児童数が増え続け、ここ数年は約800名を推移しています。一方、岩村田小学校も児童数約500名を保っている状況です。令和6年の佐久平駅周辺の高齢化率は、令和5年から更に下がり17.5%を記録し、長野県平均33.1%・全国平均29.1%に比べて非常に低い状況となっています。

これらの社会状況からすると、佐久支部管内は、将来的にみても、子どもに関係する家事事件等が継続して発生する可能性が非常に高い地域と言えます。

- (4) 国は、「こどもまんなか社会」として、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を国の真ん中に据える社会を目指すことを明確にし、子どもが権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しするこ

とを標榜しています。地域の家裁もその社会の一員として、子どもの最善の利益を第一に考えた改善・充実が必要です。

また、令和5年に施行された「こども基本法」では、基本理念として、①差別の禁止、平等権保障、②子どもの最善の利益の第一義的考慮、③生命への権利、生存・発達確保、④意見表明権、意見を聴かれる権利の保障という子どもの権利条約の一般原則に相当する規定が置かれました。この4大原則は、家裁実務においても最大限保障されなければなりません。

(5) 一人ひとりの子どもの最善の利益を実現するために、少なくとも手続的には子どもの意見表明とその適切な聴取、その上で意見の尊重が不可欠です。家事事件手続法において、家裁は、特に子どもが影響を受ける事件では、子の陳述の聴取、調査官調査等により子の意思を把握するように努め、これを考慮しなければならないと規定されています(同法65条、258条)が、家裁調査官が常駐していない佐久支部においては立法趣旨に適った対応が十分になされているとは言い難い現実があります。

(6) 令和8年に共同親権制度が導入されれば、親権にまつわる家事事件が増大することが必至の状況と言えます。衆議院では、「民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」がなされ、その中で、「改正法により家庭裁判所の業務負担の増大及びDV・虐待のある事案への対応を含む多様な問題に対する判断が求められることに伴い、家事事件を担当する裁判官、家事調停官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の増員及び専門性の向上、調停室や児童室等の物的環境の充

実、…子が安心して意見陳述を行うことができる環境の整備など、必要な人的・物的な体制の整備に努めること」が明記され、この点について、政府及び最高裁判所は格段の配慮をしなければなりません。

(7) 子どもにとって、両親の離婚等に伴う環境変化は、人生の一大事と言える場面であり、命にも関わる問題です。離婚調停中であっても一方当事者に交際相手が存在する場合は相当数あり、子がそれに気付いていたり、その交際相手に会っていることも少なくありません。子がその交際相手のことをどう感じているのか、将来の継父や継母になるかもしれないことについての恐怖感、親権者になるであろう親に対する不安感等について、裁判所が何も知らないまま親権者が決まってしまうことも珍しくありません。このような実情は、子どもの意見表明権の保障が不十分であるというだけでなく、離婚後の虐待にも繋がりがねない状況と言えます。

(8) 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」は昨年、第20次報告に至りましたが、平成17年4月の第1次報告以来、児童虐待による「死者」は1,680名にも及んでいます。児童虐待を減らし、虐待により命を落とす子どもをゼロにするためには、より多くの公的機関が複眼的視点から子どもの安全を守るべきであり、家裁も無関係ではありません。家裁は全離婚の11.7%（厚生労働省 2022年度「離婚に関する統計」の概略）を扱い、子の監護事件も扱う機関であるため、家裁における調査官調査等の過程で要保護児童の早期発見がなされることもあります。子どもの生命・

生存・発達の権利を最大限保障し、児童虐待死ゼロを実現するためには、社会全体で児童虐待を防止していかなければならず、家裁における家裁調査官増員をはじめとした体制改善は不可欠です。特に、管内に児童相談所が存在しながら家裁調査官が常駐していない支部等については、連携も取り難く、直ちに改善する必要がある、佐久支部はまさにそれに該当します。

- (9) 家裁調査官は子どもの権利保障のために家庭裁判所において必須の専門職であり、これが常駐していない家裁支部など本来あってはなりません。前述した各事情に鑑みれば、佐久支部は他の調査官非常駐支部にも先んじて常駐が実現されるべき支部といえます。

令和7年度予算概算要求においては、過去15年間で2名しか増員されてこなかった家裁調査官について、5名増員を前提にした要求がなされたと聞き及びます。是非とも、そのうちの1名を佐久支部に常駐配置していただきますよう、切に要望する次第です。

## 2 少年審判の取扱いについて

- (1) 佐久支部は、長野本庁及び県内6支部の中で唯一少年事件を取り扱っていません。

これまで裁判所からは、「少年事件を取り扱う支部については、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条に基づき、事件数、交通機関の便、押送を含む身柄付送致事件の処理態勢、少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との距離などを総合的に勘案して各家裁が定めているところであるが、長野家裁ではこのような諸事情を勘案し佐

久支部では少年事件を取り扱わないものとし、佐久支部の少年事件は上田支部が取り扱うものと定めている。」といった回答が続いてきました。

(2) しかし、少年事件の「事件数」については、例年、佐久支部管内で発生した少年事件も取り扱っている上田支部が長野本庁に匹敵するほどの新受事件数を記録しており、それは佐久支部の事件が上田支部で取り扱われているからに他なりません。長野本庁の管内人口は約53万人であり、上田支部と佐久支部とを足しても約46万人という状況からすれば、人口当たりの少年事件数は佐久支部が本庁を上回っているものと思われます。長野家裁は、上田支部に係属している少年事件のうち事件発生地が佐久支部管内の事件数についての統計は取っていないとのことですが、少なくとも、佐久支部と同規模の全国他支部に比べて、佐久支部の少年事件数が少ないということはないはずです。

(3) 次に、「交通機関の便」についてですが、上田支部庁舎までの交通機関の便が良いとはいえません。

ア 佐久支部庁舎は、佐久支部管内の中では上田に近い北部に位置するため、両庁舎の位置関係だけを判断要素にすべきではありませんが、ひとまず両庁舎間で考えても一般道利用で約30kmあり、自動車移動で50分程度を要します。まして、南佐久地域の川上村役場から上田支部庁舎までは一般道利用で約80kmあり、2時間程度を要し、有料高速道路を利用しても約1時間半を要します。

イ 他方、鉄道利用を考えてみると、佐久支部庁舎から佐久平駅まで

は徒歩約15分、上田駅から上田支部までは徒歩約20分を要し、新幹線を利用しても都合1時間程度は要する上に高額の新幹線料金も負担することになるため、佐久地域の住民が上田支部庁舎に赴くのに新幹線を使用するという方は通常いません。

ウ また、填補される調査官等は、在来線を利用して上田支部庁舎から佐久支部庁舎まで移動していると思われませんが、徒歩・電車（乗り換えあり）・バス（ないし徒歩）で1時間30分程度かかり、交通の便が良いとは到底言えません。上田地域に近い佐久地域北部に位置する佐久支部庁舎で考えても、これだけ交通の便は悪いのであり、まして、佐久地域南部に位置する川上村役場から上田支部庁舎まで在来線利用で行こうとすると2時間30分から3時間程度を要します。他の南佐久郡の町村においても、最寄り駅まで辿り着くのに相当時間を要する住民も多数おり、在来線利用で上田支部まで2時間以上を要する住民が大半です。

(4) さらに、「押送を含む身柄付送致事件の処理態勢」の点について、佐久支部では通常刑事事件を取り扱っており、佐久支部において少年事件を取り扱うことになったとしても、この点で問題が生ずるとは考えられません。

(5) 加えて、「少年鑑別所や保護観察所等の関係機関との距離」の点についてですが、まず少年鑑別所及び保護観察所は長野県内には長野市にしか存在せず、現状において、佐久支部よりも遠方である複数の県内他支部においても少年事件を取り扱っていることからすれば、佐久支部が少年鑑別所や保護観察所から遠方であることが少年

事件を取り扱わない理由にはなりません。むしろ、重要な関係機関である児童相談所に関していえば、上田支部管内には存在せずに佐久市内に存在しており、佐久支部が少年事件を取り扱うことで、少年の更生にあたって、佐久支部と佐久児童相談所との間で有意義な連携関係を築くことが期待できます。

- (6) 10年以上にわたり年々減少を続けてきた少年事件ですが、直近では増加に転じています。少年が更生するための環境調整については、少年の家族や学校関係者、保護司、裁判所、弁護士等が少年の居住する地域内で協力し、身近な地域の中で少年の更生を促すのが日本の良き伝統であり国際的にも評価されています。少年事件は、少年が居住する地域の裁判所で取り扱ってこそ、少年にとってより適切な更生環境を整えることが可能となり、それが子の最善の利益の第一義的考慮となります。

ところが、県内で佐久支部だけが、それを実現できる体制にありません。前述のとおり、佐久支部管内は、子どもに関係する事件等が継続して発生する可能性が非常に高い地域であって、少年事件も例外ではありません。改めて、佐久支部における早期の少年事件の取り扱い開始を要望します。

### 3 エレベーターの設置について

- (1) 佐久支部庁舎には、県内支部において唯一エレベーターが設置されておらず、不便であるにとどまらず大変危険であることは再三再四お伝えしてきたとおりです。

(2) 貴庁からは、2階建庁舎は新庁舎への建替えの機会でない限りエレベーターを設置しないという方針を伺っていますが、裁判所庁舎の建替えが年間で1～2庁舎程度しかなされていないという実情も併せ考えれば、全国的なバリアフリー化が叶うのは数十年から100年も先になる計算となり、我が国が批准する障害者の権利に関する条約にも、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨にも反するものと言わざるを得ません。

(3) 令和4年9月9日の国連障害者権利委員会の日本に対する総括所見では、日本政府に対して、「特に、ユニバーサルデザインにより、裁判所、司法及び行政施設への利用の容易さ（アクセシビリティ）を確保し、障害者が、他の者との平等を基礎として、司法手続をひとしく利用する機会を保障すること。」という内容の勧告（第30項）がなされています。

(4) 上記条約や法律の遵守義務は、国家機関だけでなく地方自治体も負っているものであり、佐久支部管内11市町村で構成する佐久広域連合を構成員とする当協議会としても、その義務を踏まえて、貴庁に対しバリアフリー化の要請をし、過去には寄付金提供の打診までして地元からの強い要望を再三お伝えしてきました。しかしながら、今なおバリアフリー化の最初の一步とも言うべきエレベーター設置が叶っていない状況です。

(5) たしかに、令和3年度に佐久支部庁舎の改修により、1階に調停室と待合室が新設され、1階でも調停ができるようになりました。しかし、調停委員控室や裁判官室は2階にあるため、1階2階を行き来す

る調停委員や裁判所職員等にとっては依然としてバリアフリー化は叶っておらず、また、法壇のある法廷も債権者集会等を行う会議室も2階にしかないため、当事者・代理人だけでなく傍聴希望者や破産債権者等にとってもバリアフリー化が叶ったわけではありません。

- (6) 貴庁からは、配慮を要する来庁者については1階の事件関係室を充実させることで対応し、刑事公判手続に至るまで1階のラウンドテーブル法廷で対応する趣旨の回答が過去になされ、実際に刑事公判手続までラウンドテーブル法廷で行われたこともありました。しかしながら、同法廷は狭く、傍聴席も数席程度であり、裁判の公開原則上の問題があるだけでなく、傍聴席から被告人席までの距離も被告人から裁判官・検察官・弁護人までの距離も近過ぎ、保安上大きな問題がありました。それだけでなく、急ごしらえの法廷で裁判の格式や被告人への感銘力等についても大きな問題があります。

このような付け焼き刃の対応で、今後長年にわたって支障なく利用できるとは到底思えません。

- (7) 幸いにも、佐久支部の敷地は十分な広さがあり、庁舎に隣接してエレベーター棟や別棟を建てることも可能です。つきましては、エレベーター棟を増設するか、あるいは大法廷・少年審判廷・調査官室等を備えたエレベーター付きの別棟を建設した上で2階部分で現庁舎と繋ぐといった方法により、早急なバリアフリー化の実現をお願いいたします。

以上

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会長 佐久広域連合長 柳 田 清 二

(令和7年1月1日現在)

会 長	佐久広域連合 広域連合長	柳 田 清 二
副 会 長	佐久広域連合議会 議長	丸 山 正 昭
副 会 長	長野県議会 議員	小 山 仁 志
監 事	佐久児童相談所 所長	瀨 上 瑞 江
監 事	長野県司法書士会 副会長	宮 川 巧
	佐久広域連合議会 副議長	石 井 正 行
	長野県議会 議長	山 岸 喜 昭
	長野県議会 議員	花 岡 賢 一
	長野県議会 議員	藤 岡 義 英
	長野県議会 議員	大 井 岳 夫
	長野県議会 議員	依 田 明 善
	長野県弁護士会 会長	山 崎 勝 巳
	佐久調停協会 会長	大 井 基 弘
	佐久保健福祉事務所 所長	小 林 良 清
	長野県社会福祉士会 会長	吉 澤 利 政
	佐久地区更生保護女性会 会長	木 内 咲 子
	南佐久地区更生保護女性会 会長	田 村 節 子
事 務 局 長	長野県弁護士会 地域司法計画推進委員会 委員長	大 井 基 弘
事 務 局	佐久広域連合 事務局長	武 者 泰 雄
事 務 局	佐久広域連合 参事 庶務課長 企画係長	木 次 洋 史
事 務 局	佐久広域連合 事務局 庶務課 企画係	清 水 拓 也